様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2023年　11月　13日    　　経済産業大臣　殿  　（ふりがな）あさひ  一般事業主の氏名又は名称　朝日信用金庫  （ふりがな） いとう　やすひろ  （法人の場合）代表者の氏名 　伊藤　康博 印  住所　〒110-0016  東京都台東区台東２丁目８番２号  法人番号　4010505000655  　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 朝日信用金庫のＤＸへの取り組み | | 公表日 | 2023年　7月　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 朝日信用金庫ホームページ　ＤＸへの取り組み  <https://www.asahi-shinkin.co.jp/about/digital_transformation.html> | | 記載内容抜粋 | 外部のクラウドサービスをはじめ、勘定系などの金庫内外のデータ活用のほか、様々なデジタル技術を活用することによって、カスタマーエクスペリエンス（顧客体験）の向上と、金庫の持続的成長を重視した経営を目指しています。また、朝日信用金庫ホームページ　ＤＸへの取り組みにて、「ご来店のお客さまへのサービス・サポート」・「外訪活動のデジタル化」・「非対面チャネルの充実」を顧客視点での価値創出として公表している。さらに、ＤＸ推進に対する人材育成について「デジタル人材の育成」を公表している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 金庫の業務執行方針をはじめ業務に関する重要事項を協議し、または決定するために設けられた常務会にて、策定及び実施しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | （１）朝日信用金庫ホームページ　ＤＸへの取り組み  （２）朝日信用金庫ホームページ　取り組みを知る  ・デジタル化の取り組みと、その成果  ・デジタル戦略部を設立  ・今後の展望  （３）ディスクロージャー2022　デジタル戦略部の創設 | | 公表日 | （１）2023年7月28日  （２）2022年11月22日  （３）2022年7月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 朝日信用金庫ホームページ  （１）https://www.asahi-shinkin.co.jp/about/digital\_transformation.html  （２）https://www.asahi-shinkin.co.jp/saiyo/torikumi/torikumi3/  （３）https://www.asahi-shinkin.co.jp/about/pdf/disclosure\_2022.pdf | | 記載内容抜粋 | （１）DXへの取り組み  ・ご来店のお客さまへのサービス・サポート  　「伝票レス・印鑑レス取引」の拡大  　店頭でのお待ち時間削減  専門知識を持つ本部職員がご相談をサポート  　　・外訪活動のデジタル化  　　　営業係による訪問先での「伝票レス・印鑑レス」取引を拡大  　　・非対面チャネルの充実  　　　来店不要で完結する取引を拡大  　　・デジタル人材の育成  　　　デジタル技術やDXに関する学びのための環境を整備  ＩＴパスポート資格の推奨  （２）取り組みを知る  ・デジタル化の取り組みと、その成果  　金融機関で初めて国税関係書類の保管レスを実現。その他様々な管理書類のペーパレス化。  ・デジタル戦略部を設立  　デジタル技術を活用した金融機関の競争は一層激しくなっていくが、朝日信用金庫としてどんなサービス、どんな商品をお客さまに提供できるか、現場を知る若いみなさんを巻き込んだ推進について。  ・今後の展望  　デジタルと対面、Ｆａｃｅ　ｔｏ　Ｆａｃｅのハイブリットに本気で取り組む。データを活用し、ＤＸを通じて地域のお客様のお役に立てるような仕事をしていきたい。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 金庫の業務執行方針をはじめ業務に関する重要事項を協議し、または決定するために設けられた常務会にて、策定及び実施しております。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | （１）朝日信用金庫ホームページ　ＤＸへの取り組み  （２）朝日信用金庫ホームページ…取り組みを知る　デジタル戦略部を設立  （３）ディスクロージャー2022　P.2 | | 記載内容抜粋 | （１）朝日信用金庫ホームページ　ＤＸへの取り組み  ・デジタル人材の育成  　　　デジタル技術やDXに関する学びのための環境を整備  ＩＴパスポート資格の推奨  （２）朝日信用金庫ホームページ  ・デジタル戦略部の設立  　デジタル技術を活用した金融機関の競争は一層激しくなっており、朝日信用金庫として若い人の力も含めた推進が必要。  （３）ディスクロージャー2022  当金庫は地元中小企業の皆さまが抱える課題を解決すべく、様々な経営相談に取り組んでいる。経営基盤強化として「業務改革プロジェクト」を進め、業務全般の改革に着手し、生産性の向上等に一定の成果をあげている。継続的に注力していくための中核組織として、新たに「デジタル戦略部」を創設した。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 朝日信用金庫ホームページ…ＤＸへの取り組み  https://www.asahi-shinkin.co.jp/about/digital\_transformation.html | | 記載内容抜粋 | ・クラウドシステムによる金庫内データ基盤の構築  ・テレビ会議システムを導入  ・店頭にタブレット端末を設置  ・ATMの機能を拡充 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 朝日信用金庫のＤＸ戦略の達成度を図る指標 | | 公表日 | 2023年　8月　25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 朝日信用金庫ホームページ　ＤＸへの取り組みhttps://www.asahi-shinkin.co.jp/about/digital\_transformation.html | | 記載内容抜粋 | 以下の３つに関して目標件数を記載  スマホアプリの利用件数  法人ポータルの利用件数  デジタル人材の育成 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年　7月　28日 | | 発信方法 | ・ディスクロージャー2022　P.2  https://www.asahi-shinkin.co.jp/about/pdf/disclosure\_2022.pdf  ・ディスクロージャー2023　 P.9  https://www.asahi-shinkin.co.jp/about/pdf/disclosure\_2023.pdf | | 発信内容 | ・ディスクロージャー2022（実務執行総括責任者である理事長・伊藤康博が発信）  　当金庫は地元中小企業の皆さまが抱える課題を解決すべく、様々な経営相談に取り組んでいる。経営基盤強化として「業務改革プロジェクト」を進め、業務全般の改革に着手し、生産性の向上等に一定の成果をあげている。継続的に注力していくための中核組織として、新たに「デジタル戦略部」を創設した。  ・ディスクロージャー2023（実務執行総括責任者である理事長・伊藤康博が発信）  外部のクラウドサービスをはじめ、勘定系などの内外のデータ活用の他、様々なデジタル技術を活用することによって、カスタマーエクスペリエンス（顧客体験）の向上と、当金庫の持続的成長を重視した経営を目指しています |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年3月頃　～　2023年4月頃 | | 実施内容 | ＩＰＡ自己診断に基づいて実施  ＩＰＡ自己診断結果入力サイトより入力 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年5月頃より継続的な取組みとして実施中 | | 実施内容 | 定期的なセキュリティ監査・脆弱性診断を実施しているほか、システムリスク管理規程やサイバー攻撃の検知・発生に関する対策マニュアル等を整備している。  CSIRTにおいては、平常時よりサイバーセキュリティインシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報を収集・分析するとともに、営業店に対して、サイバー攻撃を想定した偽装メール対応訓練を実施し対応方法を周知するなど、金庫内のセキュリティの意識向上を目指す活動をしている。  サイバー攻撃を受けた際の関連部署が継続してサイバー演習に参加し実効性を高めている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）   1. (1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等） 2. (5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。